

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	滞納システム情報ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部収納課収納担当	
個人情報ファイルの利用目的	市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に関する滞納整理業務に利用するため	
記録項目	1宛名番号、2世帯番号、3氏名、4年齢、5生年月日、6性別、7住所、8住民区分（市内・市外）、9電話番号、10続柄、11送付情報、12口座情報、13勤務情報、14戸籍情報、15訪問情報、16生保情報、17保険証種類、18国保番号等、19記録情報（交渉記録等）、20未納管理情報（未納税目、未納期別、未納税額、未納督促金額、未納延滞金額等）、21収納速報情報（納付日速報、納付額速報等）、22収納状況情報（納付日、納付金額等）、23延滞金減免情報（減免理由等）、24分納金誓約情報、25債務承認情報、26分納履行状況情報、27納付受託情報報、28個人住民税情報（賦課年度、税額等）、29固定資産税情報（賦課年度、税額等）、30軽自動車税情報（賦課年度、税額等）、31国民健康保険料情報（賦課年度、保険料等）、32法人住民税情報（賦課年度、税額等）、33調査予定情報、34調査結果情報、35照会文書情報、36実態調査回答情報、37法定納期限情報、38処分情報（差押、交付要求、差押解除、交付要求解除、充当、配当等）、39猶予情報、40執行停止情報、41納期限変更情、42催告情報	
記録範囲	市税・料の滞納処分対象者	
記録情報の収集方法	官公庁（住民基本データ、課税データ、保険料データ）、調査関係先、本人申請（分納誓約書、過年度口座振替依頼書、徴収猶予申請書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	周南県税事務所、山口県市町課、山口県個人住民税徴収対策協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部収納課収納担当	
	〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	収納・滞納管理システム情報ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部収納課収納担当	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の口座振替事務、還付事務及び滞納整理業務に利用するため	
記録項目	1宛名番号、2個人番号、3法人番号、4氏名、5世帯番号、6生年月日、7性別、8住所、9電話番号、10賦課税額、11賦課保険料、12科目、13対象年度、14通知書番号、15年調定額、16繰越調定額、17納付額、18督促料、19延滞金、20領収日、21収納日、22期別調定額、23期別収納額、24未納額、25未納督促料、26未納延滞金、27還付発生日、28還付発生事由、29還付処理状態、30充当先情報、31不納欠損情報、32通常振替情報、33再振替情報、34分納振替情報	
記録範囲	市税・料の滞納処分対象者	
記録情報の収集方法	官公庁（住民基本データ、課税データ、保険料データ）、本人申請（口座振替依頼書、過誤納金還付請求書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山口県医務保険課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部収納課収納担当	
	〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療事務支援システム情報ファイル	
行政機関等の名称	周南市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部収納課収納担当	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療事務の滞納整理業務に利用するため	
記録項目	1宛名番号、2被保険者番号、3氏名、4生年月日、5性別、6住所、7行政区コード、8消込年月日、9収納年月日、10納付金額、11賦課年度、12相当年度、13期別、14徴収方法、15過誤納金発生日、16過誤納金額、17延滞金過誤、18督促料過誤、19口座、20資格喪失日、21資格喪失事由、22還付処理管理情報	
記録範囲	市税・料の滞納処分対象者	
記録情報の収集方法	官公庁（住民基本データ、課税データ、保険料データ）、本人申請（口座振替依頼書、過誤納金還付請求書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	山口県後期高齢者医療広域連合事務局業務課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財政部収納課収納担当	
	〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	